

2021年12月 17日

# REBINDの概要

## 新型コロナウイルス感染症の克服及び今後新たに発生する感染症対策のための基盤整備事業

令和2年度第三次補正予算案：40億円

### ■施策の目的

新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後新たに発生する感染症に対し根拠のある対策を迅速にとるために、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重篤度や感染力等を評価する等、診療に資する情報を把握するとともに、検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発の基盤となる仕組みの整備を行う。

### ■事業の概要

協力医療機関から、臨床情報・検体等を、厚生労働省が所管する国立感染症研究所と国立国際医療研究センターにおいて集約し、臨床情報と病原体の情報を解析できる体制を整える。

(施策のスキーム)



### ■効果・成果

- ・感染症の臨床像について医療機関へ情報提供
- ・感染症の重症化因子の同定(患者属性・ヒトゲノムの感受性遺伝子の同定等)
- ・新しい検査手法、治療、ワクチンの開発

# 事業概要



【名称】 新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ (REBIND)

【目的】 新興・再興感染症について、病態解明の研究ならびに予防法・診断法・治療法の開発等を進めるための基盤 (ナショナル・リポジトリ) を構築することを目的とする。

【対象】 新興・再興感染症の患者等 (当面はCOVID-19患者)

【規模】 当面はCOVID-19患者1万人が目標

【期間】 未定 (継続予定)

【体制】 実施機関：国立国際医療研究センター、国立感染症研究所

再委託機関：東北メディカル・メガバンク機構、東京大学医科学研究所、東京大学医学部附属病院

研究協力機関：国内の感染症診療医療機関

【概要】 国内の参加医療機関から対象者の診療情報及び検体を収集・保管するとともに、ヒト及びウイルスゲノムのシーケンスを行い、これらを研究・開発に提供する。

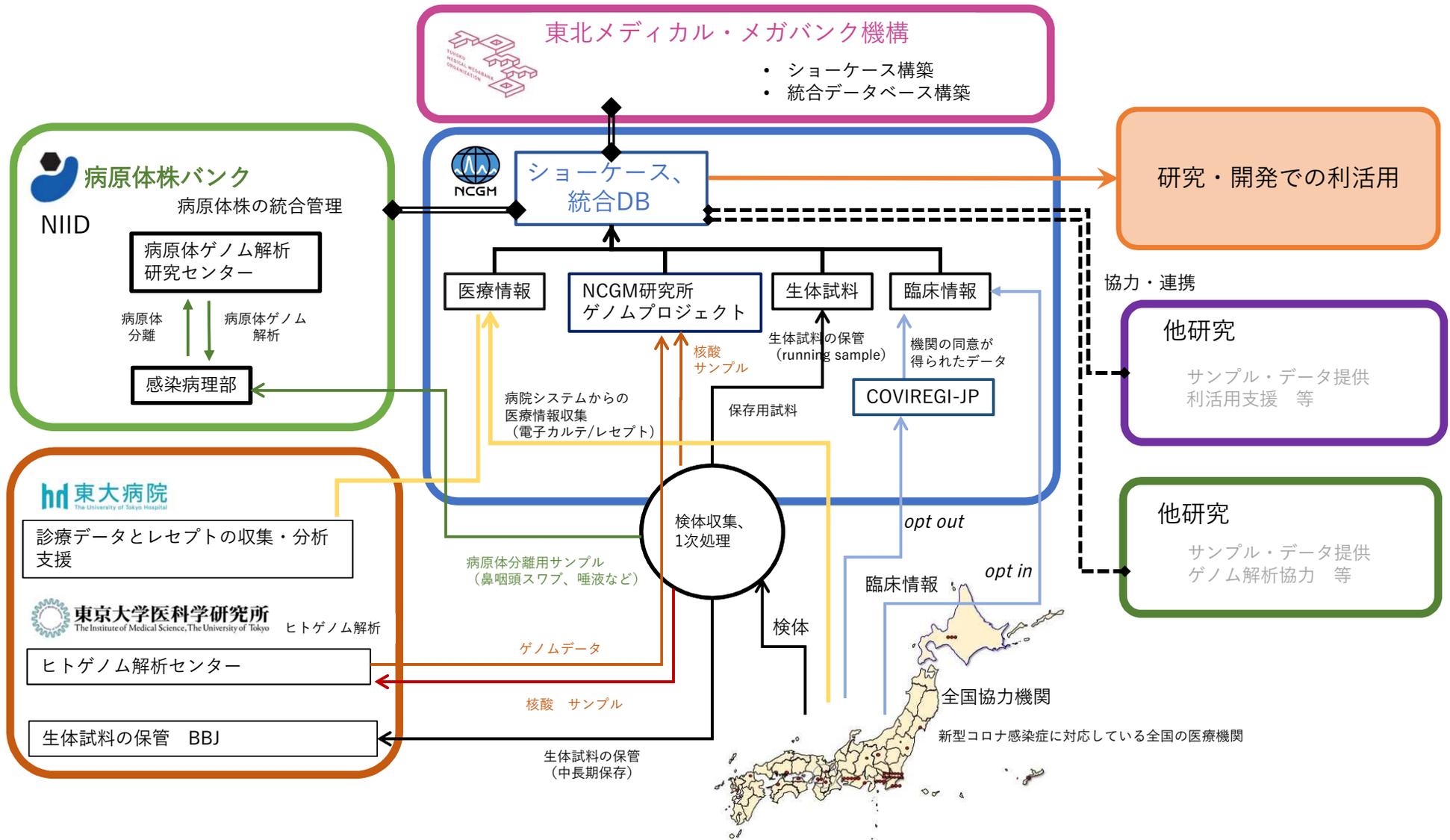
【ウェブサイトURL】 <https://rebind.ncgm.go.jp>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法)

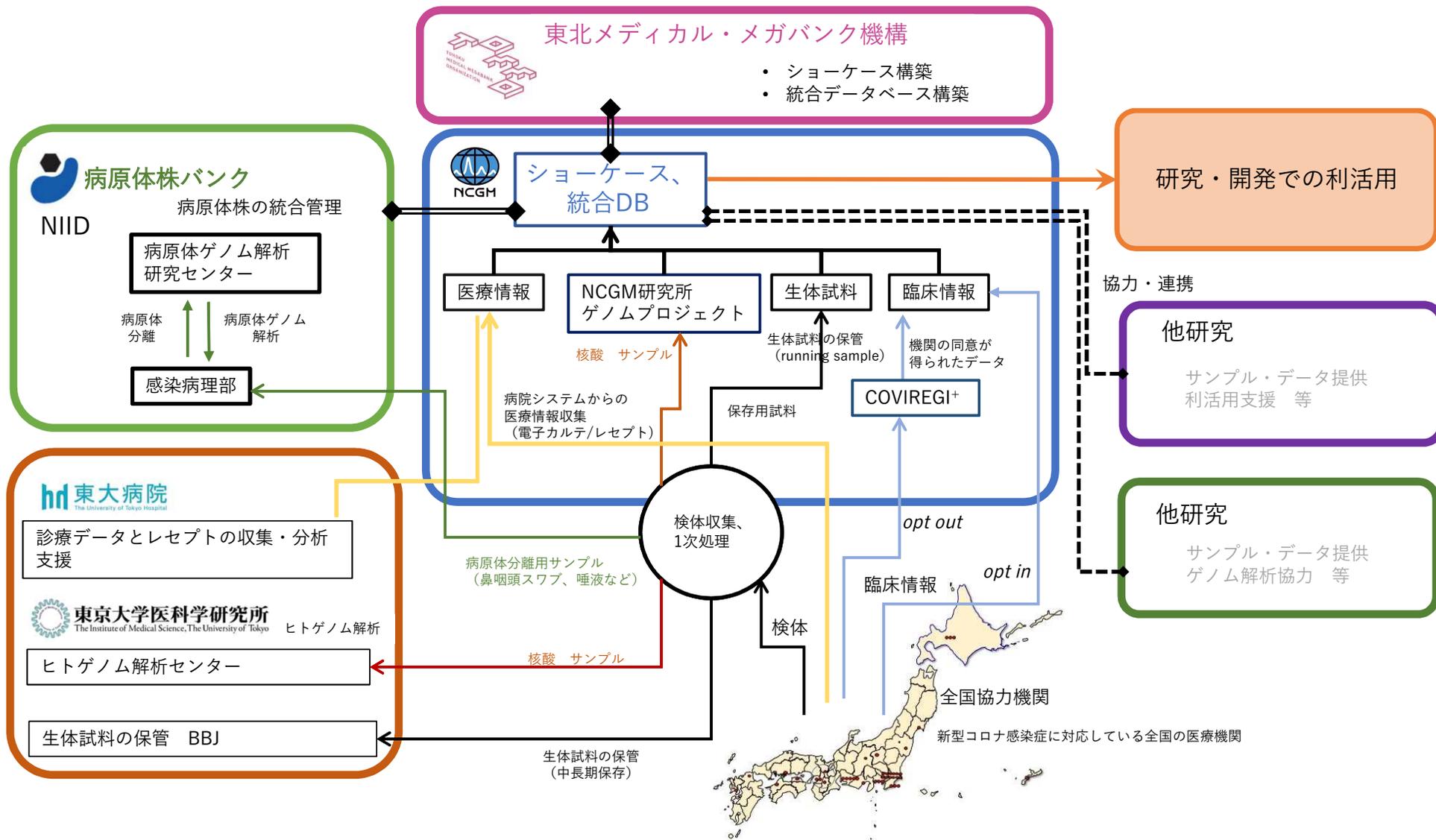
第五十六条の三十九

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。

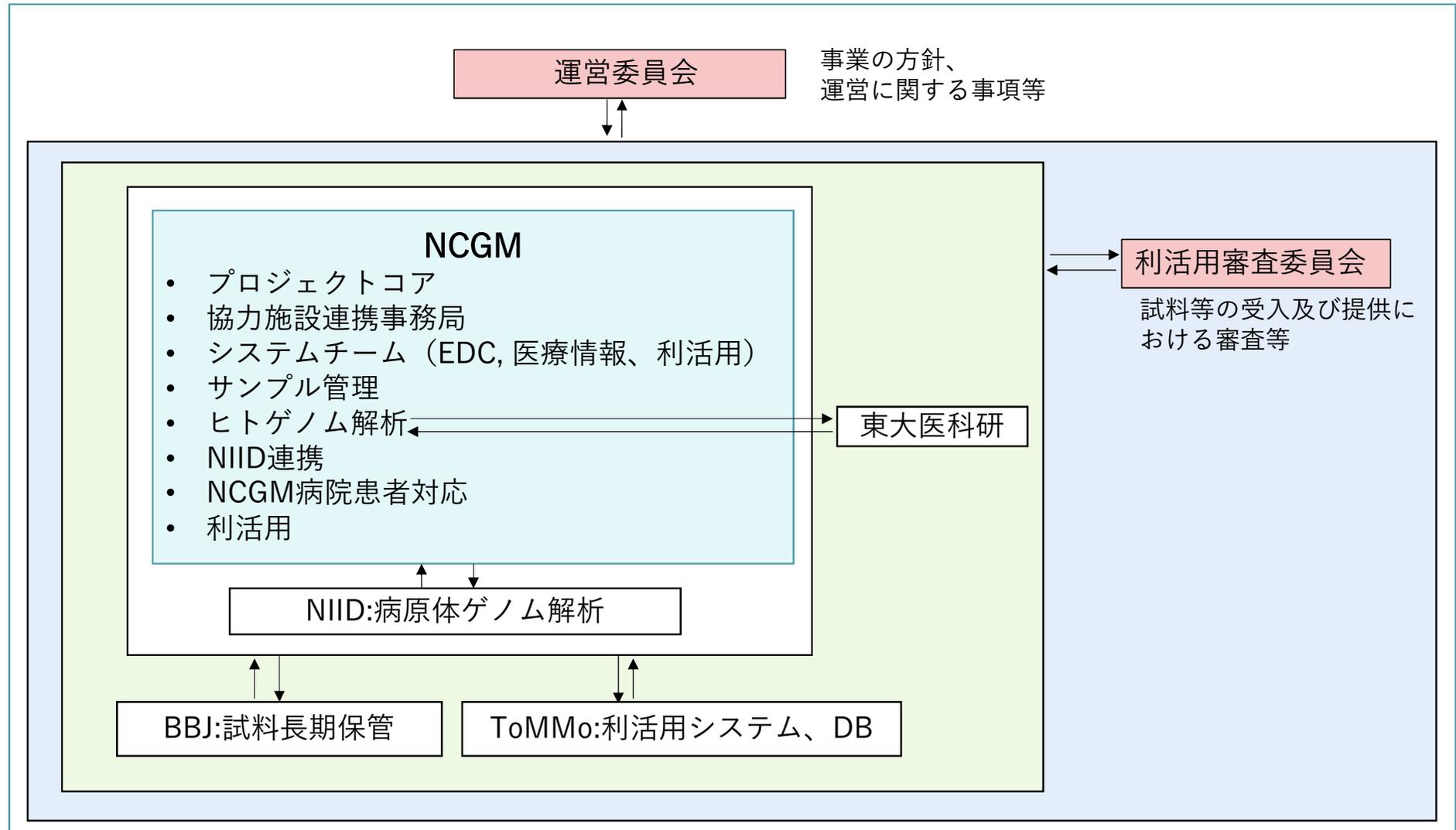
# 全体体制



# 全体体制



# ガバナンス体制



## 取扱う情報と検体／試料

COVID-19の入院患者を対象

### 【収集する情報】

- ・ 属性等基本情報
  - ・ ベースラインの情報
  - ・ 診療の経過情報  
(検査結果、治療内容、転帰、等) 等
- COVIREGI-JPと同様のEDCで入力
- ・ レセプト情報等、医療機関のシステムからの情報  
(2021年度は少数の医療機関で実施。)

### 【収集する検体】

- ・ 血液
  - ・ 鼻咽頭ぬぐい液
  - ・ 唾液
  - ・ 便
  - ・ 組織、その他
- 2021年度は血液・鼻咽頭ぬぐい液、唾液を収集
- (手技、手術等で検体を得られ、採取可能な場合。  
気管支粘膜、消化管粘膜、髄液、等)

※その他、他研究で収集した情報・試料で、REBINDに移譲する手続きが整ったものは受け入れる。

### 【利活用者に提供する情報】

- ・ 収集した情報 (個人を識別できる情報を除く)
- ・ ヒト全ゲノムデータ
- ・ 病原体全ゲノムデータ

### 【利活用者に提供する試料】

- ・ 血漿
- ・ DNA
- ・ PBMC
- ・ 鼻咽頭ぬぐい液
- ・ 唾液
- ・ 便
- ・ 組織、その他
- ・ 病原体株

#### 同意取得内容

- 企業を含む第三者の利活用
- ヒト全ゲノム解析
- 病原体全ゲノム解析

他研究からの情報・試料は、同意が得られている範囲内での利活用を行う

# 診療情報と検体の収集

## ●診療情報

- ・属性等基本情報
- ・ベースラインの情報
- ・診療の経過情報  
(検査結果、治療内容、転帰、等) 等

※レセプト情報等、医療機関のシステムからの情報収集を別途検討中。協力可能な特定の医療機関で実施。

	① 入院日／診断日	② ①から7日以内	③ 事象発生から1か月以内
	day 1	～day 7	—
登録基本情報	当日に入力		
ベースラインの情報		登録から原則7日以内に入力	
診療の経過情報			事象発生から原則1か月以内に入力

## ●検体

		① 入院日／診断日 (±1日許容)	② ①の3日後 (±1日許容)	③ ①の7日後 (±1日許容)
採取日		day 1	day 4 (±1)	day 8 (±1)
血液	血漿等 (専用採血管)	◎ (7ml x 2本)	◎ (7ml x 2本)	△ (7ml x 2本) (可能な場合)
鼻咽頭スワブ	専用採取キット	◎	◎	
唾液	専用容器	◎		△ (可能な場合)
便	専用容器	◎ (2本)		△ (2本) (可能な場合)
組織、その他	検討中	△ (手技、手術等で検体得られ、採取可能な場合に適宜。 気管支粘膜、消化管粘膜、髄液、等)		

# 医療機関等のREBINDへの参加方法・協力方法

## 【1】標準参加

- ・「生命科学・医学系研究に関する倫理指針」で定められた「**研究協力機関**」としての参加。  
参加についての倫理審査は不要。  
NCGM倫理委員会への報告と、参加機関側で定められた「研究協力機関」としての参加手続きを行う。  
REBINDで作成された同意説明文書に基づき、説明動画を用いてICを取得する。
- ・患者登録開始は、全国からの検体収集体制が整う2022年1月頃を見込む。
- ・**今年度内の登録見込み患者数に応じて、体制整備費を支給**

※ 〇株対応のため、全国数施設の2021年12月中の緊急参加に向けて準備中。  
体制が整備されていないため、生体試料・データ収集をマニュアル運用により実施可能な部分を実施する。

## 【2】他研究からの協力

- ・**独自に実施したREBIND以外の研究等で収集した診療情報・生体試料**をREBINDに提供して協力。
- ・**協力金等の支給は行わない。**
- ・REBIND標準で収集している診療情報・生体試料の受入れが原則だが、**個別に検討。**
- ・**包括同意や広範同意**を取得している診療情報・生体試料であることが必要。  
ゲノム研究の可否等、得られている同意内容に応じて利活用する。

## REBINDの利活用の基本方針

- 国内の研究者等が利活用可能（REBIND利活用審査委員会において審査）
- 成果は利活用に帰属
- 使用料はCOVID-19研究目的については無料の予定  
（試料輸送費等は利活用に負担）

REBIND標準参加施設から収集された試料及びデータが少ない当初は、NCGMの既存研究で収集された試料及びデータのうち、REBINDに移譲できたものが主たる利活用対象（現在も移譲作業中）

血漿：1700本余、PBMC：1300本余、鼻咽頭ぬぐい液：900本余  
ウイルスゲノムデータ 260件余、ウイルス株160余 等

# AMED 2次/4次公募採択課題とREBINDの連携について

- 研究で実施するゲノムシーケンスについては、  
試料をREBINDに提供していただき、REBINDでシーケンスを実施し、  
FASTQデータを研究者にお渡しする方法が基本（応相談）

## <基本型>

- ・ 試料を研究者からREBINDに提供
- ・ シーケンスをREBINDで実施
- ・ FASTQデータをREBINDから研究者に還元

※輸送等の費用は研究者が負担（AMED研究費）

## <特殊型>

- ・ シーケンスを研究者側で実施
- ・ データ（及び試料）を研究者からREBINDに提供

※提供されたデータに対してREBINDから費用を支給  
不足する費用はAMED研究費から手当可能

- 2次公募はウイルスゲノムが対象、4次公募をウイルス及びヒトのゲノムが対象  
ただし、2次公募においても、ヒトゲノムシーケンスをREBINDで実施することは可能
- REBINDに提供されたデータや試料は第三者も利活用できることが原則  
（第三者の利活用開始時期については応相談）